

(経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 第九条の規定による改正後の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律別表第一から別表第三までは、平成十七年一月一日以後に支払うべき所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正)

第六十条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「準用する場合を含む。」及び第二項第一号」の下に「(同法第百四十六条第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第六十一条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)の一部を次のように改正す

る。

附則第十九条第六項中「昭和六十三年一月一日から平成二年十二月三十一日まで」を「平成三年一月一日から同年十二月三十一日まで」に、「平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に、「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「平成十六年三月三十一日までに」を「平成十九年三月三十一日までに」に改め、同条第七項及び第八項第一号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十二条 前条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十九条第六項に規定する農業相続人が、同項に規定する特定市街化区域農地等に該当するものについて同項各号に掲げる要件に該当する転用をする見込みであることにつき施行日前に同項に規定する税務署長の承認を受けた場合における相続税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第六十三条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第十四号)の一部を次のように改正す

る。

附則第七条第一項中「平成十七年分」を「平成十六年分」に改める。

(租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六十四条 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第二項中「第三項」を「第四十一条の二」に、「同条及び新租税特別措置法第四十一条の二」を「新租税特別措置法第四十一条及び第四十一条の二の二」に改め、同条第三項中「第四十一条の二」を「第四十一条の二の二」に、「同条第三項」を「第四十一条の二」に改め、同条第五項中「第四十一条の二」を「第四十一条の二の二」に改め、同条第六項中「第四十一条の二」を「第四十一条の二の二」に、「及び第三項」を「及び次条」に、「若しくは平成十五年」を「から平成二十年までの各年」に、「第四十一条の二第一項」を「第四十一条の二の二第一項」に、「居住日」を「居住日の」に、「前条第一項」を「第四十一条第一項」に、「供した

日」と、「を「供した日の」と、「に改め、同条第七項中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

(租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十五条 前条の規定による改正後の租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第十八条の規定は、平成十六年分以後の所得税について適用し、平成十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）附則第六十五条第一項の規定並びに」とする。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十六条 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第九十九条第二項及び第一百八条第二項中「同項第四号」を「同項第三号」に改める。

附則第二百二十四条第十項中「までの」と、「」の下に「国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律」とあるのは「独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）附則第十四条の規定による廃止前の国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律」と、「」を加える。

（地方自治法の一部改正）

第六十七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第三十一条の二第二項第十二号八及び第十三号二」を「第三十一条の二第二項第十三号八及び第十四号二」に、「第六十二条の三第四項第十二号八及び第十三号二」を「第六十二条の三第四項第十三号八及び第十四号二」に改め、同表租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第二号中「第三十一条の二第二項第十三号二、第六十二条の三第四項第十三号二」を「第三十一条の二第二項第十四号二、第六十二条の三第四項第十四号二」に改める。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第六十八条 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正す

る。

第十五条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 租税特別措置法第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額（）」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から千五百万円（長期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除した金額（）」とする。

二 租税特別措置法第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額（）」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から千五百万円（短期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該短期譲渡所得の金額）を控除した金額（）」とする。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第六十九条 前条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条の規定は、同条第一項に規定する帰島者が平成十六年一月一日以後に行う同項又は同条第三項に規定する資産の譲渡について適用し、当該帰島者が同日前に行った前条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第一項又は第三項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）附則第六十九条第一項の規定並びに」とする。

（国有農地等の売払いに関する特別措置法の一部改正）

第七十条 国有農地等の売払いに関する特別措置法（昭和四十六年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「同条第二項又は」を削る。

（農村地域工業等導入促進法の一部改正）

第七十一条 農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第一百十二号）の一部を次のように改正する。
第九条を次のように改める。

第九条 削除

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正）

第七十二条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条を削る。

（総合保養地域整備法の一部改正）

第七十三条 総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

（輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正）

第七十四条 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第七十五条 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正）

第七十六条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「認定特定事業計画に従って第四条第四項第一号、第五号若しくは第六号に掲げる特定事業を実施しようとする者又は」及び「当該認定特定事業計画又は」を削る。

（中小企業経営革新支援法の一部改正）

第七十七条 中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項から第四項までを削り、同条第五項を同条第二項とする。

第十三条第二項を削る。

（産業活力再生特別措置法の一部改正）

第七十八条 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「法人税に係る欠損金の繰越し又は」を削る。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第七十九条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「第三項」を「次項」に、「五年」を「七年」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「租税特別措置法第六十六条の十四第一項」を「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十二第一項」に、「第六十六条の十二第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額」を「設備廃棄等欠損金額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「五年以内」を「七年以内」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第八十条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の表第九条第二項の項及び第九条第三項及び第四項の項を削り、同表中「第九条第五項」を「第九条第二項」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第八十一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項を削る。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。